

(資料 1)

研修・技能実習制度関係資料

資料1 研修・技能実習制度関係資料 (目次)

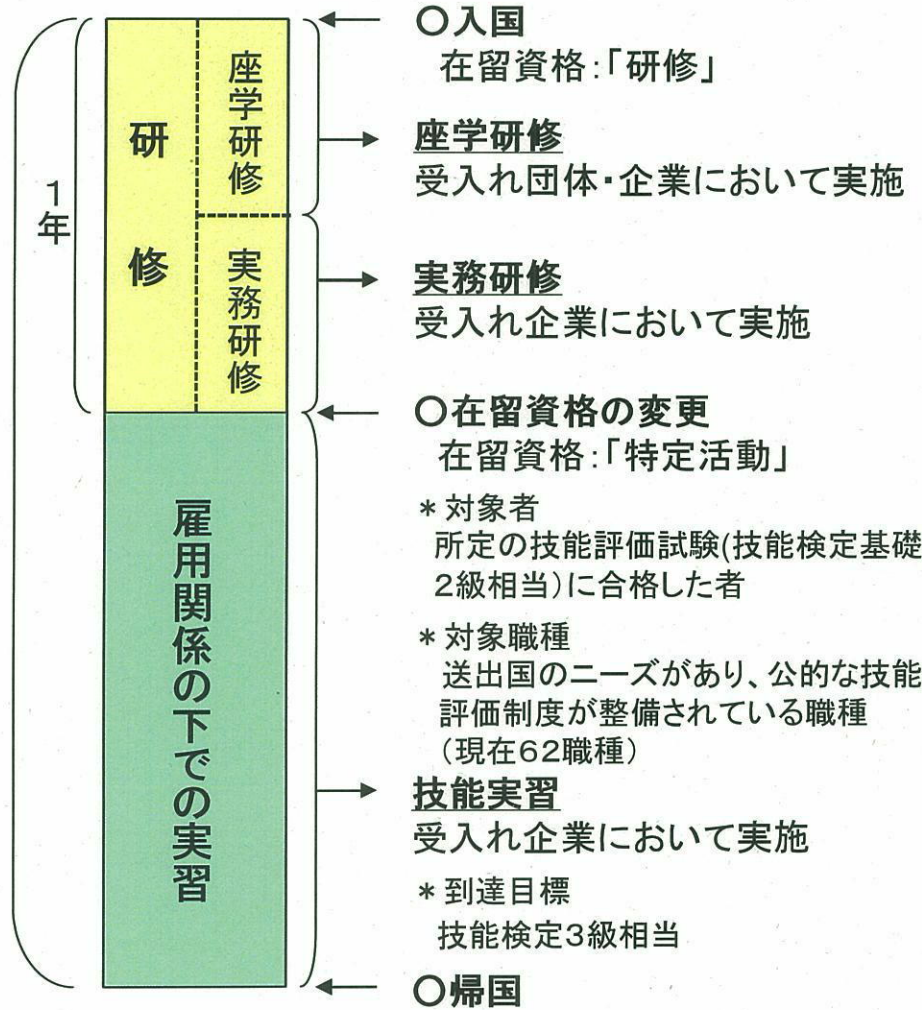
(1) 制度概況	
イ 制度の仕組み	p3
ロ 対象職種一覧	p4
ハ 創設経緯	p5
ニ JITCO の役割等	p6
ホ 制度に係る法令等	p7-18
ヘ 在留資格一覧	p19
ト 研修生・技能実習生の平均像	p20
(2) 研修制度の現状	
イ 「研修」目的入国者数	
(イ) 経年変化	p21
(ロ) 国籍別	p21
ロ JITCO 支援研修生の現状	
(イ) 官民別外国人研修生入国者数の状況	p22
(ロ) (従業員規模別)	p23
(ハ) (職種別)	p24
(ニ) (都道府県別)	p25
(ホ) (平均年齢等)	p26
(ヘ) (研修手当の状況)	p27
(3) 技能実習制度の現状	
イ 「実習」移行者数	
(イ) (経年変化)	p28
(ロ) (国籍別)	p28
ロ 「実習」移行申請者数の現状	
(ハ) (受入機関別)	p29
(ニ) (従業員規模別)	p30
(ホ) (職種別)	p31
(ヘ) (都道府県別)	p32
(ト) (平均年齢等)	p33
(チ) (平均支給予定賃金)	p34
(ヌ) (平均支払い賃金)	p35

(4) 不正行為、失踪等の現状	
イ 不正行為認定	p36—37
ロ JITCO 巡回指導の実施結果	p38
ハ 労働基準局の対応について	p38
ニ 失踪等について	p39
(5) 送出し国政府の認定送り出し機関数（経年変化）	p40
(6) 受入機関（団体、企業）の負担費用額の平均	p41
(7) 新聞報道等で指摘された研修・技能実習制度の問題点	p42—45
(8) 諸外国（ドイツ、韓国）の制度概要	p46

(1) 制度概況

イ 研修・技能実習制度の仕組み

発展途上国の「人づくり」に一層協力するため、新たな技能移転の仕組みとして平成5年に創設。



研修

- 研修生の要件
 - ・18歳以上
 - ・修了後母国で習得した技能を活かせる業務に就く予定のある者
 - ・母国での技能の習得が困難
 - * 家族呼び寄せは不可
- 受入人数枠
 - ・原則受入企業の常勤職員の5%
 - ・団体監理型は人数枠の緩和
- 受入機関の要件
 - ・過去3年間に外国人の研修に係る不正行為がないこと
- 受入機関の責務
 - ・研修計画の作成・履行
 - ・研修指導員、生活指導員の配置
 - ・不適正な行為の排除
 - ・(団体監理型のみ)第1次受入機関の受入企業に対する指導監督

技能実習

- 技能実習生の要件
 - ・技能実習を実施できる職種について研修を修了した者
 - ・在留状況が良好な者
 - ・雇用契約に基づき、さらに技能を習得しようとする者
- 実習実施機関の責務
 - ・技能実習生に対する労働関係法令等の遵守
- 研修から技能実習への移行評価
 - ・研修成果の評価 (技能検定基礎2級相当以上の技能の習得)
 - ・技能実習計画の評価
 - ・在留状況の評価 → 入国管理局

国の委託を受けて
JITCOが実施